

〈特集：臨床検査の新展開～検査相談への対応～〉

## 検査説明・相談ができる臨床検査技師育成 ～日臨技としての取り組み～

萩原 三千男

### **Nurturing Medical Technologists able to explain and consult regarding medical tests — Activities of the Japanese Association of Medical Technologists —**

Michio Hagihara

**Summary** It is clearly stated in terms of the blood collection in the notification of the Promotion of a doctor and a medical allied job and the role allotment between office workers by the head of Ministry of Health, Labor and Welfare issued on December 28, 2007 that the Explanation and Consultation of medical inspection by Biomedical Laboratory Scientists are enabled under physicians' instructions based on the Act dealing with both Public Health Nurses, Midwives, and Nurses and Biomedical Laboratory Scientists.

Explanation of a medical test consultation with the specialized knowledge of Biomedical Laboratory Scientists is very important and leads to reduction of the burden for physician and nurses who practice in this field. However, many medical institutions do not follow this time-consuming practice. Japanese Association of Medical Technologists went to launch concrete "team medical Promotion Committee" as Chairman Advisory Committee to consider this matter.

We started the "Training for medical test Explanation and counseling to Biomedical Laboratory Scientists" on a national scale as a priority project of the 2013 fiscal year.

First of all, we have encouraged prefectural leaders among Biomedical Laboratory Scientists by opening a Seminar in December, 2013. In addition, the branch and prefectural organization has held a seminar for prefectural leaders according to a three-year plan as of 2014.

It is expected that many Biomedical Laboratory Scientists (goal of 5,000) will contribute actively to medical assistance by taking a course of this seminar.

**Key words:** Japanese Association of Medical Technologists, Medical Test Explanation, Medical Test Consultation, Team Medical Care

---

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
Japanese Association of Medical Technology  
東京医科歯科大学医学部附属病院 検査部  
〒113-8519 東京都文京区湯島1-5-45

---

Clinical Laboratory, Medical Hospital, Tokyo Medical  
and Dental University  
1-5-45 Yushima, Bunkyo-ku, Tokyo 113-8519, Japan

## I. はじめに

今日の医療では、治療技術が高度に専門化し患者の病気・病態も多様化している。また、患者の病気に対する意識も変革し、医療に求めるレベルも益々高度化している。一方で、我が国における少子超高齢化の進展は歯止めがかからず、医師や看護師の人員不足の問題も短期的に改善が図られる状況にない。このことは、旧来型の医師のみが医療の主体となり、良質・安全の医療を提供し続けることは困難となっていることを物語っている。そのため医療の高度化に伴い、多くの専門医とともに専門医療職が組織され、医師を取り巻く看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士などの医療職員は無論のこと、介護職員や事務職員などの全ての職種が連携・協力して医療に取り組む「チーム医療」が提唱されている。我々、臨床検査技師は従前より採血業務を始め、院内感染対策チーム、栄養管理サポートチーム、糖尿病教室など沢山のチーム医療に参画してきている。しかし、臨床検査技師が関わるチーム医療はこれで十分なのだろうか。臨床検査技師のチーム医療参画は、もっと広範囲に積極的参画が期待されており、それに期待に応えるべきである。一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下、日臨技）の宮島喜文会長は、当時「従前から参画しているチーム医療は、会員の皆が頑張ってきた結果、市民権が得られている。臨床検査技師でなくてはできないチーム医療がある。そのことを日臨技は考えなくてはいけない。」としている。今、日臨技が未来志向で取り組むべきチーム医療とは「検査説明・相談ができる臨床検査技師の育成」である。

## II. 検査説明・検査相談の実施の背景

さて、臨床検査技師による検査説明・検査相談の実施は、なぜ必要なのか。検査説明・相談は、臨床検査技師が対応すべきチーム医療なのか。この間に対する契機が以下である。平成19年12月28日付けで厚生労働省医政局長から発せられた、医政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進

について」の通知文書で、『採血、検査説明については、保健師助産師看護師法及び臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に基づき、医師等の指示の下に看護職員及び臨床検査技師が行うことができることとされている。一方、医師や看護職員のみで行っている実態がある』と指摘され『医師と看護職員及び臨床検査技師との適切な業務分担を導入することで、医師等の負担を軽減することが可能となる』とされている。

この後、平成21年3月31日に「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定し、平成21年8月に「チーム医療の推進に関する検討会」が省内に設置され、各種団体から選出された委員のよる討議を経て、平成22年3月19日に「チーム医療推進について」の報告書がまとめられた。この中では、医療関係職種ごとに現状と今後の方向性が記述されている。臨床検査技師に関しては、『近年の医療技術の進歩や患者の高齢化に伴い、各種検査に関する業務量が増大する中、当該業務を広く実施することができる専門家として医療現場において果たし得る役割が大きくなっている。こうした状況を踏まえ、臨床検査技師の専門性をさらに広い分野において発揮させるため、現在は臨床検査技師が実施できない生理学的検査（臭覚、電気味覚検査等）について、専門家や関係学会等の意見を参考にしながら、追加的な教育・研修等の必要性、実施の可否を検討すべきである』と記述されている。

この検討会の報告書を受けて、平成22年4月30日付け厚生労働省医政局長通知、医政発0430第1号「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」が出され、初めて行政としてチーム医療を国として推進するとの方針が示された。この通知の中では、理学療法士などが「喀痰等の吸引等が実施できる。」とするなど、主な職種においては実施できる業務の具体例が明記された。しかし、臨床検査技師に関しては、他の医療職種として括られた中に『各種業務量の増加や在宅医療の推進等を背景として、各業務の専門家として医療現場において果たし得る役割は大きなものとなっていることから、各職種を積極的に活用することが望まれる』との記載に留まった。

以上の経過は我々臨床検査技師が、医療スタ

表1 答申書のまとめ(抜粋)

- ・ 今日指すべきチーム医療の精神に鑑み、臨床検査技師の職能団体として、日本臨床衛生検査技師会が全国レベルで「検査説明・相談のできる臨床検査技師の育成」に取り組むことは意義深いものであり喫緊の課題と言える。
- ・ その課題解決ために、患者(国民)の利益を最優先に、国の行政機関の支援を受けての、日本臨床衛生検査技師会としての全国レベルの研修制度(長野県技師会事例等を参考)を早期に立ち上げ鋭意取り組むことは必要不可欠であり、本委員会として強く要望し提言するものである。

ップの一員として国が求めるレベルで貢献しているとは評価されていないと理解せざるを得ない。臨床検査技師の専門的な知識をもって検査説明・検査相談を実践することは、医師や看護師の負担軽減につながり意義は極めて大きい。一部の都道府県技師会や医療機関で、検査説明・相談に組織立って取り組んでいる事例もあるが、全国の多くの医療機関で“臨床検査技師による検査説明・相談の実施”が定着するには至っていないのが実情である。

### Ⅲ. 日臨技の取り組み

日臨技としては、チーム医療に関しては過去10年間、明確な見解や施策を展開してきた形跡はないのが現実であった。厚生労働省や関連団体との関係再構築が喫緊の課題と認識し、早速にチーム医療推進協議会への再加入、臨床検査振興協議会への加入、そして日臨技内に「チーム医療推進検討委員会」を立ち上げ、チーム医療への関与を再考しつつ未来志向で意義ある取り組みを開始した。

#### 1. チーム医療推進検討委員会

本委員会は、会長の諮問委員会として立ち上げられ、以下2点の諮問があった。

- ①検査説明・相談のできる検査技師育成に関して、具体的な方策についての年内での報告。
- ②チーム医療について、関連団体との繋がりや法整備も視野に入れ、今後当会が積極的に推進すべきチーム医療について、調査・検討し平成25年度での報告。

諮問を受け、平成24年8月に第1回の委員会を開催し、以下の事柄を決議した。

- ・ 初年度は、検査説明のできる検査技師育成へ

の検討を優先し、年度内に中間答申する。

- ・ 次年度は、初年度答申に基づく日臨技事業への協力。グレーゾーン領域を含む検査技師の業務認証に関する検討を並行して進める。

本決議に従い、日臨技会館にて月1回のペースで通算6回の委員会と随時のメール会議を開催し、平成25年1月12日付けで「チーム医療推進に関する答申書～優先課題の取り組みについて～」が答申された。本答申では、優先課題と位置付けられた「検査説明・相談のできる検査技師育成」について、表1を要点として示している。

ところで、臨床検査技師が関わるチーム医療としては、ICT、NST、糖尿病教室や臨床治験等への参画が実践されている中で、なぜ「検査説明・相談」を優先課題とする必要があるのか。前段の“検査説明・検査相談の実施の背景”で示されたことが道義付けではあるが、医療に於ける臨床検査技師の責務と将来性を考えると、表2に挙げた事案を考えれば必然的に優先課題と理解できる。

#### 2. 検査説明・相談のできる技師育成ワーキング・グループ

この答申を受け、早速に平成25年度の重点事業として「検査説明・相談のできる検査技師育成」を全国規模の事業展開として位置付けた。まずは、“検査説明・相談のできる技師育成ワーキング・グループ”を立ち上げ、育成事業の進め方について協議を開始した。本事業を実効性のあるものとして成功に導くためには、日臨技と会員である臨床検査技師が自助努力するのみでは困難であった。臨床医や各医療機関において、検査説明・相談を臨床検査技師が積極的に実践しようとしていることが認知される必要

## 生 物 試 料 分 析

表2 なぜ、検査説明・相談が優先課題なのか

1	国から臨床検査技師に要請されていた案件であるにも関わらず、本課題に我々は十分に答えきれていない現状がある（平成19年12月28日付医政局長通知）
2	この取り組みを進めることにより、実効ある診療支援（医師・看護師等への）に寄与できる
3	現状でも採血や生理検査時に検査説明などを何らかの形で取り組んでおり、多くの臨床検査技師に身近な事案であり最大公約数的なテーマである
4	臨床検査技師の存在感や必要性を、直接患者さんに伝えアピールできる有効な手段である
5	現在、参画しているチーム医療参画（ICT・NST・糖尿病教室など）の質をさらに向上させるうえで、このスキルは欠かせない
6	将来的に、検査技師による指導料取得を視野に入れた取り組みとなり得る
7	今後、臨床検査技師が特定保健指導やメタボ健診等に関与するために必要不可欠であり、業務拡大を目指すうえで重要である

表3 検査説明・相談ができる臨床検査技師育成講習会の進め方

Step. 1	平成25年度 日臨技主催「検査説明・相談ができる臨床検査技師育成企画担当者講習会」を開催 ・各都道府県技師会に企画担当者（受講者）の選定を要請 ・12月に東京にて3日間の企画担当者講習会を開催
Step. 2	平成26年度 都道府県にて「検査説明・相談ができる臨床検査技師育成講習会」を開催 ・都道府県開催カリキュラムに則り2日間の育成講習会を開催
Step. 3	平成28年度 3年間の育成講習会の開催により、受講済みの技師が5,000名を超える ・全国の医療機関で臨床検査技師による“検査説明・相談”が実施 ・医師や看護師等への診療支援に積極的に貢献していくことが期待

がある。そこで、一般社団法人日本臨床検査医学会、一般社団法人日本病院会および厚生労働省など、関係学会・団体に理解と支援を要請した。特に日本臨床検査医学会には、本ワーキング・グループのメンバーとして参画して頂き、企画担当者講習会のカリキュラム作成と講習会当日の指導にも多大なる尽力を頂いた。

### 3. 検査説明・相談ができる臨床検査技師育成企画担当者講習会

検査説明・相談ができる臨床検査技師育成講習会の進め方を表3に示した。Step. 1として、平成25年12月6日から8日の3日間、各県の企画担当者47名が参加して、日臨技主催による「検

査説明・相談ができる臨床検査技師育成企画担当者講習会」を図1のカリキュラムに従って開催した。講習の最初に、厚生労働省医政局の挨拶、宮島会長による“臨床検査技師が検査説明・相談に取り組む意義”、日本病院会から病院管理者の立場から“臨床検査技師の検査説明・相談に期待するもの”、公益社団法人日本看護協会から“看護師の立場から患者接遇”など、検査技師による検査説明・相談の実践に期待することを各団体の立場から講義頂いた。その後、“検査説明・相談についてのグループディスカッション”や“臨床検査医の立場から検査説明の実践について助言”により、検査説明・相談の実践にあたっての留意点を確認した。また、



研修日程	13:00~13:30 (30分)	13:30~14:00 (30分)	14:00~14:30 (30分)	14:30~15:00 (30分)	15:15~18:00 (165分)
1日目 12月6日(金) LMJ東京 研修センター	検 抄 講 読島日雄技師長 厚生労働省医務課長	臨床検査技師が 検査説明・相談に 取り組む意義 講師: 日雄 技 師長 書文 会長	臨床検査技師の 検査説明・相談に 期待するもの ～病院管理側の立場から～ 講師: 日本病院会から	看護師の患者接遇 講師: 看護協会から	ワークショップ 検査説明・相談についてのグループディスカッション 講師: 岩手医科大学 諏訪部 章 教授
研修日程	9:00~11:45 (165分)		13:00~15:45 (165分)		16:00~18:00 (120分)
2日目 12月7日(土) LMJ東京 研修センター	検査説明の実際 臨床検査医の助言 講師: 岩手医科大学 諏訪部 章 教授		接遇の基本 ロールプレイ 講師: (株)Cプラン <予定>		検査説明・相談の模擬演習 講師①: <予定> 京都市立医科大学附属病院 小森 敬明 技師長 講師②: <予定> 安室総合病院 内田 美寿子 技師長
研修日程	9:00~11:45 (165分)	13:00~13:50 (50分)	14:00~15:30 (90分)	18:30~ 19:45 (135分)	
3日目 12月8日(日) LMJ東京 研修センター	R-CPC 講師: 信州大学 本田 幸行 教授	実践から学ぶ 1 全国共通検査説明書作成 講師: 国立病院機構 千葉医療センター 永井 正樹 臨床検査技師長	実践から学ぶ 2 検査説明研修会実例紹介 講師: 飯田市立病院 實原 正明 臨床検査科長	講習会 まとめ チーム医療 推進検討 委員会	

図1 検査説明・相談ができる臨床検査技師育成 企画担当者講習会カリキュラム (案)

“接遇の基本をロールプレイ” “検査説明・相談の模擬演習” などにより、実践形式で参加・体験して貰った。加えて、R-CPC (Reversed Clinico-Pathological Conference) により、臨床検査データをもとに症例の病態を推定しつつ討論することも実施した。無論、これらのロールプレイ、模擬演習やR-CPCを、1度や2度の実践で検査説明のスキルが完全に身につくものではないが、実際に体験してみることで検査説明・相談のイメージを掴んで貰い実施に向けてのハードルを下げることも狙った。

この講習会を「企画担当者講習会」と題した理由は、受講希望者の単なる自己研鑽としての研修会・講習会ではなく、全国規模で本事業を立ち上げる必要があり、担当者の方々には、各県において推進役を担って貰う必要があったからである。つまり、講習会の趣旨を正しく理解して貰った上で講習内容を理解し、都道府県に戻った後に“検査説明・相談ができる臨床検査技師育成事業”趣旨を説明し理解を得て、次年度から本事業を推進して行くために手腕を発揮して貰うことが極めて重要であった。

Step. 2として、本企画担当者講習会を受講した指導者が中心となり、支部や都道府県にて

「検査説明・相談ができる臨床検査技師育成講習会カリキュラム」に則り育成講習会を開催し、多くの臨床検査技師に受講の機会を提供する。都道府県で開催する狙いは、

- ①医療専門職である臨床検査技師に「求められる・できる」業務の講習。
- ②講習会の開催は「手段」であって「目標」ではない。
- ③臨地実践の場、患者、医師、施設経営者さらには行政にも、“検査説明ができる臨床検査技師の数が目に見えて増える”

であり、これらが極めて重要である。また、担当者が講習会を開催することの重責に対し、日臨技としても各県の負担を少しでも軽減しつつも講習内容に県毎に大きな差異が生じないように、カリキュラム (案) を示し企画担当者講習会の内容の一部をDVD化して、各県の講習会で利用できるようにも配慮した。平成26年度から3か年計画で、2日間の育成講習会を年1回以上開催する。Step. 3として、3年後の平成28年度末で受講者数の目標値である5,000名を上回る臨床検査技師が検査説明・相談の講習を受けることで、診療支援に積極的に貢献していくことが期待される。

#### Ⅳ. 検査説明・相談の先にある ものと日本の医療

検査説明・相談を全国の各医療機関で実践する意義は、全ての臨床検査技師が本来的に行うべき“仕事”であり、基本的に身に付けているべき“スキル”だからである。「検査説明・相談は我々検査技師の仕事なのか？」との声も聴かれるが、そもそもの考え方を変革する必要がある。また、検査説明・相談は、臨床検査技師の新たな業務へ対応するための「将来への足がかり」でもある。従前、臨床検査技師の“業務拡大”として新たな仕事が捉えられてきたが、これからは“業務認証”と考えて貰いたい。我々は、臨床の現場で医療人として機能するため、技能が発揮できることが認証されるべきなのである。今後、咽頭や鼻腔等からの検体採取も実施することが正式に認められ、我々が実施することが最も適正となるべく、医療安全性を担保した上で検査精度の維持・向上に寄与することが期待される。そのために厚生労働省による指定講習会が平成27年度から本格的に開催されるところである。

検体採取が我々の職域となることは、今後の医療政策で大きな課題と位置づけられる「在宅医療」に於いても、臨床検査技師の活躍が大きく期待されることになる。特定業務や個別化医療が進展する中で、コンパニオン診断に代表される先進医療への取組推進に際しては、輸血検査・微生物検査・遺伝子検査や細胞学的検査など、特別な技能知識を必要とする行為は誰がやるべきなのか。現状、検体検査全般の実施に規制は設けられていないが、前述で示した検査は、医療の領域においては我々臨床検査技師が実施するべきである。また、日本経済の再生に向け

た「3本の矢」のうちの3本目の矢として、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」成長戦略として平成25年6月14日に閣議決定された。自己健康管理を進める“セルフメディケーション”の実現や、簡単な検査を行うサービスなどを担う市場・産業を戦略分野として創出・育成となっている。さらに、平成26年4月9日付厚生労働省医政局長名で「検体測定室に関するガイドライン」の通知では、登録検査所としての登録が不要な施設で、検査結果の事実（数値）と基準範囲のみ通知することを条件とし、検体検査室にて検査の一部実施が可能となった。検体採取に始まり適正な検査の実施など、検査精度の保証には臨床検査技師が関わる枠組みを取り入れることが極めて重要である。そのために我々臨床検査技師は、検査説明・相談を通じて患者とカルテにもっともっと近づきチーム医療の中核に位置すべきである。

#### Ⅴ. まとめ

本稿では、臨床検査技師による検査説明・検査相談の実施を推進するため、日臨技としての取り組みを紹介した。これからの医療をより良い形で進めていくためには、臨床検査の実践部隊である医療機関（臨床病院）が中心となり、今まで以上に、産（関係企業）・官（所管官庁）・学（大学研究機関）との有機的な連携を図る必要がある。我々、臨床検査技師には今まで以上に広い視野に立って、それぞれが臨床検査技師として自身の役割を真剣に考え実践することが求められる。すなわち、これからの医療の質を高めるうえで、臨床検査技師は重要な鍵を握り期待される存在なのである。みんなで力を合わせて検査説明・相談に取り組んでいきましょう。